

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
スポーツ審判員等養成補助金	市内のスポーツ大会等で必要とされる審判資格の取得に必要な費用の一部を補助	申請・受験手数料、旅費などの経費の 1/2（1 競技・1 人につき上限 1 万円）	個人
スポーツ指導員等養成補助金	スポーツ少年団や地域スポーツ団体の指導員等の資格取得に必要な費用の一部を補助	受講料・テキスト代・登録料など負担金の 1/2（上限 1 万円） 旅費（交通費）は補助対象外	個人
スポーツ合宿奨励補助金	スポーツ技術の向上を目的とする、市内の宿泊施設を利用して行う合宿の宿泊に必要な費用の一部を補助。2 泊 3 日以上と 5 人以上が条件	1 人 1 泊あたり 2 千円、上限 40 万円 ※鹿角トレーニングセンター、簡易宿泊施設への宿泊の場合は、1 人 1 泊あたり 1 千円 ※全国規模大会の前日泊は対象外	合宿を行う団体
ジュニアスキーヤー共通シーズン券購入補助金	市内の小中学生・高校生および市アルペンスポーツ少年団員のリフト使用料の一部を補助	市内 3 スキー場の共通シーズン券 (3 万 1 千円相当) 1 枚あたり 1 万 8 千円を補助	個人

☎ スポーツ振興課 ☎ 30-0297

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
みらい輝く人材育成事業補助金	鹿角 GENKI カレッジの塾生および塾修了後 3 年以内の塾修了生が主体となる成人団体が行う実践活動や学習を深めるための研修会や講演会への補助。地域づくり活動、地域活性化、文化継承事業等が対象。同一の申請者の認定の回数は 2 回が上限	補助率：1/2、1 団体あたり上限 20 万円	鹿角 GENKI カレッジ塾生および塾修了生が主体の団体

☎ 生涯学習課 社会教育班 ☎ 30-0292

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
鹿角市奨学資金	市民の子弟で義務教育を終了し、通信制の課程を除く高等学校、高等専門学校、大学およびこれに準ずる学校に進学見込みまたは在学する方に対し、正規の修業年限を上限として学資金を貸与 ※令和 2 年度の募集は終了	・高校、高専前期の 3 年間：月額 1 万円 ・高専後期の 2 年間、専修学校、短期大学、大学、大学院：月額 3 万円 ※成績要件等有り	個人

☎ 総務学事課 総務班 ☎ 30-0290

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
通学対策費補助金	遠距離（小学校 4km を超える、中学校 6km を超える）または準遠距離（小学校 2 ～ 4km、中学校 3 ～ 6km）通学している児童生徒の路線バス定期券購入に対して全額または一部を助成	遠距離通学の児童生徒は定期券購入の全額、準遠距離通学の児童生徒は定期券購入の一部を助成	個人
かづのの宝育成補助金	市在住で第 3 子以降の小中学生を養育している方に、学校教育にかかる費用を助成	小学校に在籍する第 3 子以降一人につき年額 1 万 2 千円（月額 1 千円） 中学校に在籍する第 3 子以降一人につき年額 2 万 4 千円（月額 2 千円）	個人
かづのの宝夢支援補助金	市在住で第 3 子以降の高校生を養育している方に、学校教育にかかる費用を助成	＜授業料＞ 第 3 子以降の子どもが高等学校等へ入学し、高等学校等就学支援金の不認定通知を受けた方に授業料を補助（月額 9,900 円を上限） ＜教科書等購入＞ 第 3 子以降の子どもが高等学校等で指定された教科書等の購入費用を補助（年額 3 万 6 千円を上限）	個人
就学援助事業	経済的な理由で小・中学校の義務教育を受けることが困難な児童生徒に対して、就学に必要な費用を助成	給食費、学用品費、修学旅行費などを助成	個人
特別支援教育就学奨励事業	小・中学校へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な費用を助成		

☎ 総務学事課 学事指導班 ☎ 30-0291

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
民間住宅リフォーム支援事業費補助金	持ち家住宅を増改築またはリフォームする方に対し、工事費の一部を補助 対象条件：本人（配偶者含む）、親または子が所有し、いずれかが居住する住宅であること。 （同一の住宅について 1 回限り。ただし、右記②に該当する申請については、昨年度までにリフォーム補助を受けた箇所・内容と異なる工事は、1 回に限り、過去の補助金額と合算して 20 万円を限度に再利用できる）	①増改築・リフォーム等工事 工事費の 1/5、上限 10 万円 ②耐震改修工事、克雪改修工事、多子世帯（18 歳未満の子が 3 人以上いる世帯）のリフォーム等工事 工事費の 1/5、上限 20 万円 ※①と②の併用はできません ※耐震改修工事に対し、関連補助金とあわせて最大 50 万円を補助	個人
木造住宅耐震診断支援事業	市内にある木造戸建住宅（店舗等と一緒にある併用住宅の場合は、その併用部分が延べ床面積の 1/2 未満であること）を所有（共有を含む）し、耐震診断を希望する方に対し、耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施	自己負担が 1 万円になるよう助成	個人
木造住宅耐震改修事業費補助金	市内にある木造戸建住宅（店舗等と一緒にある併用住宅の場合は、その併用部分が延べ床面積の 1/2 未満であること）を所有（共有を含む）し、耐震改修工事を行う方に対し、耐震改修工事費用の一部を補助	耐震改修工事費の 23/100 以内、上限 30 万円	個人

☎ 都市整備課 建築住宅班 ☎ 30-0266

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
水道給水装置等設備資金利子補給費補助金	上水道の給水装置の設置工事に係る資金について金融機関から融資を受ける場合の利子分を補助 ・対象者 ①市内在住 / ②水道料金、給水装置工事費および市税の滞納がない / ③当該資金を過去に借りた分の返済が完了 / ④借地、借家および間借りの場合は所有者の同意を得る ・融資内容 ①融資限度額：1 件 5 万円以上の工事につき 5 ～ 50 万円 / ②返済期間：5 年以内 / ③融資機関：秋田銀行	支払利子の全額を助成	個人
水洗便所改造資金融資あっせん利子補給費補助金	水洗化工事に係る資金について金融機関から融資を受ける場合、返済後の利子分を補助 ・対象者 ①公共下水道または農業集落排水供用開始区域内にある家屋の所有者または所有者の同意を得た家屋の占有者 / ②受益者負担金または受益者分担金および市税の滞納がない / ③新築でない ・融資内容 ①融資限度額：専用住宅の場合は 1 戸につき 80 万円以内、アパートの場合は 1 部屋につき 30 万円以内（ただし、1 申請あたりの限度額は 150 万円） / ②返済期間：50 カ月以内 / ③融資機関：市内金融機関（ゆうちょ銀行を除く）および東北労働金庫であること	支払利子の全額を助成	個人

☎ 上下水道課 管理班 ☎ 30-0275

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
非公営小規模水道等施設整備費補助金	老朽化している小規模水道等の施設の改良整備費用の一部を補助 給水計画区域外で、原水の質および量、地理的条件並びに当該小規模水道等の形態に応じ取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設および配水施設の全部または一部を有するもので、別に定める要件を備えるもの	補助率：1/3 以内、上限 100 万円	組合等

☎ 上下水道課 上下水道班（上水道担当） ☎ 30-0270

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	合併処理浄化槽を設置する費用の一部を補助。公共下水道事業および農業集落排水事業の区域外の地域	5 人槽 35 万 1 千円 7 人槽 44 万 1 千円 10 人槽 58 万 8 千円	個人

☎ 上下水道課 上下水道班（下水道・浄化槽担当） ☎ 30-0271